

第5章

人がつどい、活力あふれるまち

● 成果指標

指 標	計画当初値	現状値 (H23)	目標値
コミュニティバス1便当たりの利用者数	9.2人	10.6人	現状値より高い数値
ホームページアクセス件数	—	342,796件/年	400,000件/年
エコファーマー認定農家数	21人	18人	30人
観光入込客数	2,014千人/年	*1,728千人/年	2,215千人/年
観光消費額	475,997千円/年	*393,082千円/年	523,000千円/年

※については、平成23年12月31日実績

第1節 市街地

[めざす姿]

■ 秩序ある土地利用を基本に、求心力のある都市拠点が形成され、土地利用方針に応じた良好な市街地が形成されていることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

本市では、都市計画に関する基本的な指針を定めた「八幡市都市計画マスタープラン」に基づき、計画的なまちづくりを進めています。

市街地の土地利用は、多くの良好な住宅地が供給される一方、住居系の未利用地が残るといった傾向が顕著となっています。また、新名神高速道路や第二京阪道路といった広域幹線道路網の整備や計画に伴い、工業系や沿道系の土地利用の期待感が高まっており、区域区分¹の変更等の検討・調整が必要となっています。

一方で、高齢化の一層の進行、地球環境問題や景観問題への関心の高まり、厳しい財政状況など、社会経済情勢が大きく変化しており、特に人口の年齢構成に関する変化は、まちづくりのさまざまな面に大きな影響を及ぼす可能性があります。このような状況を踏まえながら、八幡市駅・橋本駅周辺や（仮称）八幡ジャンクション・インターチェンジ周辺の動向、工業用地の需要動向等を見据えて、的確な対応を行っていく必要があります。

また、平成22年度から、橋本駅前広場とアクセス道路との一体的な基盤整備を含めた検討及び市道橋本南山線延伸部の整備を進めており、引き続き整備を推進していく必要があります。

[施策体系]

1. 八幡市駅周辺の整備	(1) 広域交流機能の誘導
	(2) 周辺環境の整備
2. （仮称）八幡ジャンクション・インターチェンジ周辺の整備	(1) 広域交流機能の誘導
	(2) 周辺環境の整備
3. 橋本駅周辺の整備	(1) 広域交流機能の誘導
	(2) 周辺環境の整備
4. 適正な土地利用の推進	(1) 住宅地域の土地利用の促進
	(2) 商業地域の土地利用の促進
	(3) 市街化区域・市街化調整区域、用途地域の見直し
	(4) 工業系市街地の形成
	(5) 沿道サービス地域の土地利用の促進
	(6) 大谷飛地の土地利用の検討

¹ 区域区分：無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分する制度。「線引き」とも呼ばれる。

[取組の内容]

1. 八幡市駅周辺の整備

(1) 広域交流機能の誘導

- ・本市北部の広域的な交流拠点として、ターミナル機能、防災空間をもちあわせた駅北地区の整備及び踏切のバリアフリー化を促進します。

(2) 周辺環境の整備

- ・民間によるオープンスペースを備えた建築物への建替えを促進します。
- ・狭小道路の改善や、自転車等放置禁止区域における対策を強化します。

2. (仮称) 八幡ジャンクション・インターチェンジ周辺の整備

(1) 広域交流機能の誘導【重点】

- ・本市南部の広域的な交流拠点として、集客、商業等の複合的な都市機能の誘導を図ります。

(2) 周辺環境の整備

- ・インフラ²や利便施設が整備された、住みやすく魅力ある住宅地を創出します。
- ・質の高い都市環境の整備と景観の保全を図ります。

3. 橋本駅周辺の整備

(1) 広域交流機能の誘導【重点】

- ・本市西部の交流核として、駅前広場とアクセス道路の一体的な基盤整備による交通結節機能を強化するとともに、商業の誘導を図ります。

(2) 周辺環境の整備【重点】

- ・空閑地の適切な活用を進めるとともに、防犯面・防災面にも配慮した周辺環境整備を進めます。

4. 適正な土地利用の推進

(1) 住宅地域の土地利用の促進

- ・低層住宅地においては、良好な住環境の保全を進めます。
- ・中高層住宅地においては、生活利便性の確保に努めます。
- ・その他住宅地においては、事業活動等と住環境が適切に共存するよう努めます。

(2) 商業地域の土地利用の促進

- ・駅周辺及び生活圏における需要に対応した商業地の形成と商業施設の立地を促進します。

(3) 市街化区域³・市街化調整区域⁴、用途地域⁵の見直し

- ・将来的な土地利用動向の把握に努め、市街化区域と市街化調整区域の見直しや、用途地域の見直しを進めます。
- ・生産緑地⁶の保全に努めます。

2 インフラ：インフラストラクチャーの略。道路や水道など、生活環境の基盤となる社会資本。

3 市街化区域：都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に整備・開発する区域。具体的には、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

4 市街化調整区域：都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

5 用途地域：都市計画法に基づく地域地区のうち、めざすべき市街地像に応じて、住宅地や商業地、工業地など用途別に分類される12種類の都市計画の総称。

6 生産緑地：良好な都市環境の形成に役立てるため市が定めた市街化区域内の農地。

(4) 工業系市街地の形成

- ・企業ニーズを見極めつつ、工業系市街地の形成を進めるとともに、本市東部に
おける新たな産業拠点の形成に向けた基盤整備を検討します。

(5) 沿道サービス地域の土地利用の促進

- ・区域区分の変更を検討するとともに広域幹線道路沿道における土地利用を促進
します。

(6) 大谷飛地の土地利用の検討

- ・民間活力を活かした新たな土地利用の検討を進めます。

[市民・NPO等・事業者等に期待される役割]

市民	・魅力ある住環境を守るための取組
NPO等	・魅力ある住環境を守るための取組
事業者等	・開発時におけるオープンスペースの導入

用途地域の指定状況

(単位：ha)

区 分		面 積
市街化区域	第一種低層住居専用地域	138.5
	第二種低層住居専用地域	13.1
	第一種中高層住居専用地域	338.4
	第二種中高層住居専用地域	32.3
	第一種住居地域	237.4
	第二種住居地域	37.3
	準住居地域	11.3
	近隣商業地域	25.2
	商業地域	4.0
	準工業地域	85.6
	工業地域	13.0
	工業専用地域	95.6
市街化調整区域	1,405.3	
都市計画区域	2,437.0	

(注) 平成24年4月1日現在。

(資料) 都市計画課



八幡市駅周辺



橋本駅周辺



市道橋本南山線(橋本地区)

第2節 道路

[めざす姿]

■ 幹線道路の整備により、近隣都市との連携が円滑になり、快適で迅速な移動ができ、高齢者をはじめとする歩行者が安全に利用できる生活道路の改良や歩道の整備・拡幅がなされ、バリアフリー化が進んでいることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

市域とその周辺では、近年、第二京阪道路や市道園内野神線等の広域幹線道路及び幹線道路網の整備が進み、市域東部に展開する工業団地を中心に工業系及び流通系の土地利用が拡大しているほか、大型店舗の進出が進むなど、周辺環境が大きく変化してきています。

本市では、平成19年度に、歩行者や自転車利用者の事故抑制を図るため、男山周辺の1.56平方キロメートルの地域を「あんしん歩行エリア」として指定し、市道土井南山2号線及び松花堂周辺交流拠点整備では、個性と魅力ある歴史街道としての整備を進めてきました。また、平成22年4月には市の東西を結ぶ市道園内野神線が供用開始となり、都市計画道路⁷八幡田辺線と市道園内野神線とをつなぐ市道二階堂川口線バイパスの詳細設計及び用地取得に着手しています。府道八幡インター線については、事業費の一部を負担し、平成19年度から京都府において整備が進められています。

市が管理する橋梁については、平成21年度に策定した「橋の長寿命化修繕計画」に基づき、順次補修工事を実施してきました。また、平成22年度には木津川御幸橋の4車線化架け替え工事が完了し、関連道路の整備を進めています。

今後も、広域幹線道路の整備を促進するとともに、市内幹線道路及び生活道路についても、渋滞のない快適な移動の確保をめざして、計画的に道路網の見直し・整備を進めていく必要があります。

また、八幡市バリアフリー基本構想に基づくバリアフリー化や歩道の拡幅、緑化など、高齢化社会に対応した歩行者の安全確保や景観等にも配慮した道路整備を推進する必要があります。

[施策体系]

1. 広域幹線道路の整備	(1) 広域幹線道路網の整備
	(2) (仮称) 八幡ジャンクション・インターチェンジ周辺の整備
	(3) 国道1号の改良の促進
2. 市内幹線道路の整備	(1) 南北連携軸の整備
	(2) 東西連携軸の整備
	(3) 市内幹線道路の整備

⁷ 都市計画道路：健全で文化的な都市生活と機能的な都市活動が確保されるよう、都市の基盤的施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。

3. 生活道路の整備	(1) 生活道路の改良
	(2) 狭小道路の改善
4. 道路環境の整備	(1) 道路のバリアフリー化等の推進
	(2) 道路美化の推進
	(3) 歴史的な街道の整備
	(4) 道路緑化の推進と街路樹の機能的管理
	(5) 自転車・歩行者道の整備

[取組の内容]

1. 広域幹線道路の整備

(1) 広域幹線道路網の整備【重点】

・新名神高速道路の整備を促進し、第二京阪道路、京都第二外環状道路とあわせた広域幹線道路網の整備を促進します。

(2) (仮称) 八幡ジャンクション・インターチェンジ周辺の整備【重点】

・(仮称) 八幡ジャンクション・インターチェンジ、都市計画道路内里高野道線及び府道八幡インター線の整備を促進します。

(3) 国道1号の改良の促進【重点】

・自転車・歩行者道及び中央分離帯の整備を促進します。

2. 市内幹線道路の整備

(1) 南北連携軸の整備

・(仮称) 八幡ジャンクション・インターチェンジと八幡市駅・御幸橋さらには乙訓方面との連携を強化する南北軸の整備を検討します。

(2) 東西連携軸の整備

・男山住宅地と東部の集落地さらには木津川右岸地域との連携を強化する東西軸の整備を検討します。

(3) 市内幹線道路の整備【重点】

・都市計画道路八幡田辺線・府道内里高野道線・市道西山下奈良線や市道橋本南山線延伸、市道橋本駅前線付替、市道二階堂川口線バイパスの新設、市道長部代砂島線等の新設の検討をそれぞれ進めます。

・府道長尾八幡線・府道富野荘八幡線・府道八幡木津線等の改良を進めます。

・市道山手幹線をはじめとする市内幹線道路の交通渋滞緩和を図ります。

3. 生活道路の整備

(1) 生活道路の改良

・既存の生活道路の拡幅整備・維持管理を推進します。

・計画的な市管理橋梁の点検及び修繕を推進します。

(2) 狭小道路の改善

・日常の利便性の向上、緊急車両の通行、避難経路の確保を図るため、狭小道路の改善を進めます。

4. 道路環境の整備

(1) 道路のバリアフリー化等の推進

- ・歩道の設置や拡幅、段差の緩和などバリアフリー化を推進します。
- ・環境に配慮した素材を用いながら、安心して通行できる道路整備を進めます。

(2) 道路美化の推進【重点】

- ・快適性のある道路環境整備を進めます。
- ・道路の美化に向けた、市民の自主的な活動の継続を促進し、アダプト制度（里親制度）の拡大を進めます。

(3) 歴史的な街道の整備

- ・「歴史街道計画⁸」に基づく整備と連動し、歴史景観を活かした個性ある道路整備を推進します。

(4) 道路緑化の推進と街路樹の機能的管理

- ・道路緑化を推進するとともに、街路樹等を安全確保上支障とならないよう、適正に管理します。

(5) 自転車・歩行者道の整備

- ・河川・緑地空間を活かし、周遊できるような自転車・歩行者道の整備を進めます。

【市民・NPO等・事業者等に期待される役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・道路美化・緑化活動の取組への参加 ・道路・歩道の異常箇所の発見・連絡 ・アダプト制度（里親制度）への参加
NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路美化・緑化活動の取組の推進
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路美化・緑化活動の取組への参加 ・アダプト制度（里親制度）への参加



橋の長寿命化修繕計画に基づき補修された長沢陸橋



新木津川大橋開通式

8 歴史街道計画：伊勢、飛鳥、奈良、京都、大阪、神戸を結ぶ軸をメインルートに日本を代表する歴史文化を活用し「日本文化の発信基地づくり」「新しい余暇ゾーンづくり」「歴史文化を活かした地域づくり」をめざす計画。

第3節 公共交通

[めざす姿]

■ バリアフリー化やダイヤ・路線の工夫など、公共交通の利便性が高まり、進行する高齢社会⁹に対応した環境にやさしいまちがつけられていることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

高齢化が進行し、自動車の運転が困難になる人が増加するなか、公共交通の重要性が高まっています。

鉄道については、平成22年に八幡市駅のバリアフリー化が完了しました。引き続き、周辺整備を含めた八幡市駅や橋本駅のターミナル機能の強化に向けた調整を図っています。

バスについては、低床バスの導入が進み、その台数は増加してきています。また、多くの要望が寄せられていたバス停留所のベンチを順次設置し、利用者の拡大に努めています。一方、路線については八幡市駅・松井山手駅と樟葉駅を結ぶ路線が中心で、市域の東西と南北を直通で結ぶ路線が無い状況でした。こうしたことから、平成17年2月より市の東西を結ぶコミュニティバス¹⁰の運行を開始しました。市の南北を結ぶ直通路線バスについては、平成20年度から試験的に運行開始しましたが、基準となる乗車人数が達成されなかったことから、平成21年度に運行をとりやめました。

今後、コミュニティバスを含めたバス交通の利便性向上に向けた取組を進めるとともに、広域的な連携・交流を促進する路線についても検討を進めていく必要があります。

[施策体系]

1. 鉄道の充実	(1) 八幡市駅のターミナル化
	(2) 橋本駅のターミナル化
	(3) 駅周辺施設の整備
2. バス交通の充実	(1) バス交通の利便性の向上
	(2) バス車両のバリアフリー化の促進

[取組の内容]

1. 鉄道の充実

(1) 八幡市駅のターミナル化

- ・ 踏切のバリアフリー化を促進します。
- ・ 駅北口広場の整備を進めます。

9 高齢社会：高齢者（65歳以上）人口の比率が高い数値で安定した社会。国連の定義では、高齢人口比率が7%以上で高齢化しつつある社会を「高齢化社会」と呼ぶのに対し、14%以上の高い水準が持続している社会を「高齢社会」と呼ぶ。

10 コミュニティバス：採算等の問題から、バス事業者による運行が難しい地域において、高齢者や障がい者の公共施設や病院へのアクセス向上を図るなど地域住民の利便性の向上を目的として、自治体の関与により運行している乗合バス。

(2) 橋本駅のターミナル化

- ・生活と密着した機能を備えた駅前整備を進めます。

(3) 駅周辺施設の整備

- ・市営駐車場・駐輪場の適切な整備と運営を行います。

2. バス交通の充実

(1) バス交通の利便性の向上【重点】

- ・住宅地、駅、公共施設をネットワーク化する路線バスの運行とダイヤの充実について要請します。
- ・コミュニティバスの利用促進につながる取組について検討するとともに、地域に合った新たな交通システムの検討を行います。
- ・広域的なバス路線の検討を進めます。

(2) バス車両のバリアフリー化の促進

- ・低床バスの全車両への早期導入を要請します。
- ・低床バスの乗降に対応したバス停の改良を検討します。

[市民・NPO等・事業者等に期待される役割]

市民	・バスの積極的な利用
事業者等	・従業員の公共交通利用の推奨 ・バス路線・ダイヤの充実及び低床バスの導入

八幡市・橋本各駅の一日の乗降客数の推移

(単位：人)

区分 \ 年次	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
八幡市駅	11,030	11,475	10,752	10,045	9,884
橋本駅	5,656	5,879	5,973	5,627	5,884
総数	16,686	17,354	16,725	15,672	15,768

(注) 各年調査は11月実施。

(資料) 京阪電気鉄道(株)



八幡市駅



八幡市駅に設置されたエレベータ



橋本駅



コミュニティバスやわた

第4節 情報通信

[めざす姿]

- 情報通信技術を活用した行政コストの削減と市民サービスの向上が図られているとともに、情報通信技術の正しい使い方が普及し、安全で快適な情報化社会が実現していることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

本市では、行政情報化の基盤整備や基幹業務システムの再構築を行い、平成23年度からは京都府自治体情報化推進協議会¹¹の「市町村基幹業務支援システム」を導入するなど、各種事務のシステム化による行政の効率化に努めてきました。また、学校において情報通信設備の整備を行い情報教育等の取組を進めてきました。

現在では、情報通信技術は日常生活に欠かせないツールとなっていますが、不適切な利用によるトラブルや犯罪に巻き込まれる事例等も増えています。本市においても個人情報保護をはじめとする情報漏えい防止対策を進める必要があり、平成19年には、情報漏えい等に対する安全対策の基本方針である「情報セキュリティポリシー」の全部改定を行いました。

今後は、情報通信技術を活用した行政コストの削減と市民サービスの向上を一層推進するとともに、市民に情報通信技術の正しい使い方について普及啓発し、安全で快適に利用できる社会づくりを進めていく必要があります。

[施策体系]

1. 市民がITの恩恵を実感できる利便性の向上	(1) 市民への多様な情報提供
	(2) 申請手続き等の利便性向上
	(3) 市民の情報通信技能の向上
	(4) 超高速通信基盤の整備促進
2. 効率的で安全・安心な電子自治体の実現	(1) システム導入の効率化
	(2) 人材確保、技能の向上
	(3) 機器整備・更新の効率化
	(4) 個人情報保護等の安全対策
3. 迅速・的確な行政事務の推進	(1) 基幹業務の効率化
	(2) 個別業務の効率化

¹¹ 京都府自治体情報化推進協議会：京都府内自治体行政の情報化に必要な共同事業を実施し、各自治体の行政サービスの一層の向上と効率的な行財政運営に寄与することを目的とし、京都府及び京都府内の市町村等で構成。

[取組の内容]**1. 市民がITの恩恵を実感できる利便性の向上****(1) 市民への多様な情報提供【重点】**

・最新の行政情報が主要な施設で閲覧できるよう、情報提供環境を充実します。

(2) 申請手続き等の利便性向上【重点】

・さまざまな手続きや公共施設の予約等を、インターネットを介して利用しやすい環境を整備します。

(3) 市民の情報通信技能の向上

・市民の情報通信技能の向上を図るため、多様な講座を推進します。

(4) 超高速通信基盤の整備促進

・インターネットで提供される多様なサービスが利用できる超高速通信基盤の整備を促進します。

2. 効率的で安全・安心な電子自治体の実現**(1) システム導入の効率化**

・効率的なシステム導入ルールを策定します。

(2) 人材確保、技能の向上

・情報通信技術を活用し、業務や事務・研修等の効率化を図ります。

・専門職員等の確保及び技能の向上を図り、経費の削減、システムの安定化、効率化を推進します。

(3) 機器整備・更新の効率化

・情報通信機器の効率的な更新を図ります。

・施設に必要な機器を導入し、事務の効率化を図ります。

(4) 個人情報保護等の安全対策【重点】

・情報通信機器からの情報漏えいを防ぐために適切な対策を図ります。

・情報通信技術の正しい使い方についての普及啓発を進めます。

3. 迅速・的確な行政事務の推進**(1) 基幹業務の効率化**

・「市町村基幹業務支援システム」の導入により、運用コストの削減を図ります。

・自治体クラウド¹²によるシステム導入により、運用コストの削減を図ります。

・地理情報の共用化やデータ連携により、事務の効率化を図ります。

・福祉システムを統合し、事務の効率化を図ります。

(2) 個別業務の効率化

・「市町村基幹業務支援システム」との連携システムの導入により、運用コストの削減を図ります。

12 自治体クラウド：地方自治体の情報システムをデータセンターに移し、複数の市町村等がネットワークを介してシステムを共同で使うことができる環境、またはその環境をつくる取組を指す。

[市民・NPO等・事業者等に期待される役割]

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信技術の適切な利用 ・ 個人情報保護等に関する安全対策の推進
NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の情報通信技能向上への支援
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 超高速通信基盤整備の推進 ・ 個人情報保護等に関する安全対策の推進



京都府・市町村共同公共施設案内予約システムページ

第5節 農業

[めざす姿]

■農業を支える担い手が育成され、基盤整備が進んでいるとともに、地産地消¹³の取組や農業の持つ多面的機能（自然環境の保全、文化の伝承、都市住民との交流の場の創出）が活かされ、農業が持続的に発展していることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

本市では、都市近郊・消費地という立地条件を活かして、野菜、米、茶、花き等の集約作物の生産、ハウス・温室栽培など施設園芸作物の高投資型農業経営が行われ、高品質で安全・安心な農作物の生産等の取組が続けられています。

そのなかで、都市近郊農業の有利性を活かし、ふれあい農業の振興、生産者と消費者の交流を図る朝市や直売所等の開設が行われ、都市住民が農作業体験を行うことのできる交流型農業のシステムを構築しています。本市では、農家の育成・強化を推進するとともに、省エネ農業用機械等の購入や農業用揚水機の更新改良等に対する支援を行ってきました。平成22年には、地産地消を推進するための方策等を定めた「八幡市地産地消推進計画」を策定し、小学校給食への地元産味噌の採用及び八幡産米の供給促進や、営農活動・化学肥料低減の取組に対する支援、農業関係団体との協働による農産加工品の開発・普及等を行うなど、地産地消を通じた農業振興を推進しています。

今後は、農業基盤の整備や地域農業の振興に向けて、優良農地の確保、農業経営の効率化・安定化を図るとともに、農業ボランティアや新規就農者など多様な担い手の育成、安全・安心な農作物の供給体制の確立、地産地消や地域ブランド化を推進する必要があります。

また、農業の有する自然環境保全機能等の維持・増進や、市民農園や朝市・直売所等を活かした都市住民との交流を一層促進していく必要があります。

[施策体系]

1. 多様な担い手の育成・強化	(1) 担い手の育成・強化
	(2) 新規就農・就業の促進
2. 生産基盤の強化	(1) 生産基盤の保全
	(2) 優良農地の保全
3. 地産地消の推進と地域ブランドの確立	(1) 地場産農産物の販売促進
	(2) 地場産農産物の利用促進
4. 資源の循環利用の促進	(1) 環境にやさしい農業の促進
	(2) 地域共同活動の促進
5. 都市住民との交流の促進	(1) 市民農園の充実の支援
	(2) 交流の促進

13 地産地消：地域生産地域消費の略語であり、地域で生産された農産物等をその地域で消費すること。

[取組の内容]

1. 多様な担い手の育成・強化

(1) 担い手の育成・強化【重点】

- ・認定農業者¹⁴や専業農家、女性、高齢者など多様な担い手の育成・強化に向けた支援を図ります。
- ・特産物の産地づくりを一体的に進める「地域農場づくり」を促進します。
- ・農作業受託組織や農業法人の育成を図り、集落型農業法人¹⁵の設立を検討します。
- ・担い手への農地集積や遊休農地の解消を進めます。

(2) 新規就農・就業の促進

- ・定年退職者等の新規就農・就業による生きがいを促進します。
- ・地域の農業活性化をリードする人材を育成します。
- ・農業者・農業団体、消費者等との連携によるネットワークづくりを進めます。

2. 生産基盤の強化

(1) 生産基盤の保全

- ・農地の生産機能の維持管理、農業振興地域の保全を通じて生産基盤を保全します。

(2) 優良農地の保全

- ・農地の利用集積や耕作放棄地の発生防止・解消を進めます。
- ・集落型農業法人の設立を検討するとともに、優良農地を保全します。

3. 地産地消の推進と地域ブランドの確立

(1) 地場産農産物の販売促進【重点】

- ・量販店等への販売や直売所における販売を促進するとともに、安全・安心な農産物等の供給体制の確立を図ります。

(2) 地場産農産物の利用促進

- ・特産品の開発等を通じて地場産農産物の利用を促進します。
- ・学校・福祉施設等における利用を促進します。

4. 資源の循環利用の促進

(1) 環境にやさしい農業の促進【重点】

- ・エコファーマー¹⁶の拡大に向けた支援を検討します。

(2) 地域共同活動の促進

- ・地域共同活動による農業・環境資源の適切な保全管理を一層促進します。

5. 都市住民との交流の促進

(1) 市民農園の充実の支援

- ・市民ニーズに対応した市民農園の充実を支援します。

14 認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づき、農業の担い手として創意工夫を行い農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者で市町村が認めた者。

15 集落型農業法人：地縁集団を単位として、農業生産過程の一部または全てを共同で行う組織を法人化したもの。

16 エコファーマー：化学肥料・農薬を減らす技術の導入など、環境にやさしい農業に取り組む計画を都道府県知事に提出し、認定を受けた農業者の愛称。安全・安心な農作物の提供にもつながるとして、全国的に広がりを見せている。

(2) 交流の促進【重点】

- ・ 体験・交流型農業の振興を図るとともに、朝市・直売所等や農作物オーナー制度¹⁷等による、市内外の都市住民との交流を促進します。
- ・ 農業ボランティアの拡充を図ります。
- ・ 交流や農業ボランティア活動の促進を通じて、食の安全・安心への関心を高め、地産地消を推進します。

【市民・NPO等・事業者等に期待される役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地産地消への理解と協力 ・ 食育に対する理解と事業への参加 ・ 無農薬・減農薬野菜の購入
NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地場産農産物を活用した加工品の生産拡大 ・ 地産地消への理解と協力
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地産地消の取組の強化

農家数及び農家人口の推移

(単位：戸・人)

区分		年次	平成12年	平成17年	平成22年
農家数	専業		81	90	120
	第1種兼業		125	96	62
	第2種兼業		301	171	153
	総数		507	357	335
農家人口	男		1,467	788	677
	女		1,532	835	749
	総数		2,999	1,623	1,426

(注) 各年2月1日現在。経営耕地面積が30a以上または農産物販売金額が50万円以上の農家のみ対象。

(資料) 農林業センサス



松花堂ふれあい市



流れ橋ふれあい市



八幡市地産地消口ゴマーク

¹⁷ 農作物オーナー制度：都市住民が農家とオーナー契約を結び、農作物が実ると自ら収穫をし、もち帰ることができる制度。収穫までの管理は農家が行う。

第6節 工業

[めざす姿]

■ 良好な都市型工業地の形成に向けて、広域幹線道路整備や計画に伴う八幡市のポテンシャルの高まりを活かした基盤整備が行われ、地場産業の振興とともに、経済波及効果の高い企業や先端技術を有する企業が立地していることをめざします。また、立地企業と地域社会が共生していることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

本市では、広域幹線道路網整備や計画に伴い、利便性・経済性の利点から工業系や沿道系の土地利用の需要が高まっています。特に、市域東部に展開する工業団地を中心に工業系及び流通系の土地利用が拡大してきており、京都府南部における流通拠点の様相を呈してきています。また、地場産業である自動車処理事業に関しては、平成17年1月に「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」が施行され、事業地の整備、公害問題への取組を進めるとともに、使用済自動車の適正処理を実施しています。

今後は、広域幹線道路の整備に伴う産業用地としてのポテンシャルの高まりに対応し、地域特性を活かした用地確保が必要です。また、税制面での優遇措置の充実や工業用地に関する情報発信を行い、市域への経済波及効果が強く雇用吸収力がある優良企業や、関西文化学術研究都市¹⁸と連携した先端技術を有する企業等の誘致を推進していく必要があります。

[施策体系]

1. 工業基盤の整備	(1) 工業基盤の整備
2. 企業誘致の推進	(1) 優良企業の誘致
	(2) 地元雇用の促進
3. 企業間・地域との連携	(1) 企業間の連携の促進
	(2) 地域社会との共生
4. 企業の高度化の促進	(1) 自動車処理事業の振興

[取組の内容]

1. 工業基盤の整備

(1) 工業基盤の整備

- ・ 土地区画整理事業による工業団地の創出を推進します。
- ・ 緑化やオープンスペースの確保、都市景観の向上に配慮した工業基盤の整備を推進します。

¹⁸ 関西文化学術研究都市：京都、大阪、奈良にまたがる京阪奈丘陵に位置している。産学公が連携し、文化・学術・研究開発の新しい拠点を形成することにより、魅力ある居住環境、都市環境の創造をめざしている。

2. 企業誘致の推進

(1) 優良企業の誘致【重点】

- ・ 経済波及効果が高く、雇用吸収力のある優良企業や関西文化学術研究都市と連携した先端技術を有する企業の誘致を推進します。
- ・ 企業誘致に向けて、工業用地に関する情報発信、立地企業への税制面での優遇措置の充実を図ります。
- ・ 立地企業等による起業支援体制の充実を図ります。

(2) 地元雇用の促進

- ・ 市民の雇用機会の拡大を促進します。

3. 企業間・地域との連携

(1) 企業間の連携の促進

- ・ 立地企業の組織化を進めるとともに、事業所間、関係団体との交流を促進します。
- ・ 経済波及効果を高め、経営基盤の強化を図るための情報の共有化を促進します。

(2) 地域社会との共生【重点】

- ・ 地域社会との共生ができる組織づくりを促進します。

4. 企業の高度化の促進

(1) 自動車処理事業の振興

- ・ 協業化による生産性の向上と経営の効率化を促進し、リサイクル産業にふさわしい自動車処理事業の振興を進めます。

[市民・NPO等・事業者等に期待される役割]

市民	・ 企業、事業所等との連携
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業における経済基盤の強化・活性化 ・ 市域への経済的効果の波及推進 ・ 地元雇用の推進 ・ 地域活動やイベントへの参加・参画 ・ 新事業創出のための起業支援 ・ 公害の防止 ・ 景観・緑地の保全

製造業事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移

(単位：所・人・億円)

区分 \ 年次	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
事業所数	113	137	135	123	123
従業者数	3,174	4,109	3,775	3,250	3,323
製造品出荷額等	1,123	1,373	1,455	970	988

(注) 各年調査は12月31日現在。公表数値は、経済産業省が公表する数値と相違することがある。

(資料) 工業統計調査



上津屋工業団地



工業団地内での事業所による清掃活動

第7節 商業

[めざす姿]

■ 駅周辺、大規模団地、広域幹線道路周辺など八幡市の多様な地域特性を活かし、商業地としての魅力づくりや、周辺環境と調和のとれた商業の活性化が進んでいることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

本市では、既存市街地の小売店が減少傾向にある一方、大型商業施設の進出や広域幹線道路の整備など、南部広域交流エリアを中心に商業拠点の形成が進んでいます。また、中小企業の経営安定に向けた市の取組として、保証料補給や利子補給等の取組を行っています。

今後は、既存小売店については高齢化の進行や周辺の基盤整備に対応し、地域に密着した魅力づくりが重要な課題となります。市民の生活交流拠点及び広域集客交流拠点としての八幡市駅周辺は、歴史・文化・自然の特性を活かした商業の活性化と魅力づくりが必要です。また、住宅地である橋本駅周辺は、市民の日常生活を支える商業の誘導が必要です。さらに、既存商業地においては、超高齢社会に向け必要な商業環境の充実を図り、秩序あるまちづくりとの整合性や、周辺地域の生活環境の保持に配慮した事業を推進する必要があります。

本市商工会では、平成20年から実施している「八幡おおきにデー¹⁹」に加え、「八幡で買おう応援事業」や「京・やわたブランド²⁰」の開発による地域活性化など、近年活発な活動がなされています。引き続き、市としてこれらに対する支援を行い、商業振興を促進していく必要があります。

[施策体系]

1. 商業拠点の活性化の推進	(1) 八幡市駅周辺の商業の活性化
	(2) 橋本駅周辺への商業の誘導
	(3) 既存商業地の活性化
2. 商業環境の充実	(1) 商業環境の充実
	(2) 商工会との連携強化
	(3) 活動組織の充実
3. (仮称) 八幡ジャンクション・インターチェンジ周辺への商業集積	(1) 広域的集客を図る商業機能等の誘導

19 八幡おおきにデー：毎月8日を八幡おおきにデーとして、八幡市商工会加盟の各取組店において、それぞれ趣向を凝らした各種サービス等を展開・実施。

20 京・やわたブランド：八幡市商工会で、平成22年度に特産品開発事業に取り組み、地元の産品を使った「京・やわたブランド」として、「京都やわた黒カレー」「やわたカレーコロッケ」「やわたコロッケ」「やわた黒八まん」の4つの特産品を開発。イベント等での販売等を実施。

[取組の内容]

1. 商業拠点の活性化の推進

- (1) 八幡市駅周辺の商業の活性化【重点】
 - ・ 駅周辺の整備計画にあわせた商業の活性化と魅力づくりを促進します。
- (2) 橋本駅周辺への商業の誘導【重点】
 - ・ 駅周辺整備にあわせた商業の誘導を促進します。
- (3) 既存商業地の活性化【重点】
 - ・ 地域生活拠点（男山の各地区センター周辺・美濃山近隣周辺）の既存商店の魅力化や地域住民と共生できる商店の育成を図ります。
 - ・ 大規模小売店と地域社会との共生への対応及び空き店舗等の有効活用を進めます。
 - ・ 景観法の基本理念にのっとり魅力ある商店街の形成を促進します。
 - ・ 中心市街地活性化を進めます。

2. 商業環境の充実

- (1) 商業環境の充実
 - ・ 既存商業地における個性ある魅力づくりを促進します。
 - ・ 商業環境の改善を促進します。
- (2) 商工会との連携強化【重点】
 - ・ 商工会との定期的な協議を行い、連携強化を図ります。
- (3) 活動組織の充実
 - ・ 商業団体の活動・組織強化を支援します。

3. (仮称) 八幡ジャンクション・インターチェンジ周辺への商業集積

- (1) 広域的集客を図る商業機能等の誘導【重点】
 - ・ 広域幹線道路の整備計画にあわせた、さらなる広域的集客及び雇用確保を図ることのできる商業機能等の誘導を図ります。

[市民・NPO等・事業者等に期待される役割]

市民	・ 地域商業施設の利用
NPO等	・ 商業振興による地域活性化への協力
事業者等	・ 事業者による魅力ある環境づくり ・ 事業者や商業団体による共同事業への取組 ・ 京・やわたブランド（特産品）の開発 ・ 景観・緑地の保全



市内商業施設での「おおきにデー」



京・やわたブランド（左から「京都やわた黒カレー」「やわたカレーコロッセ・クロッセ」「やわた黒八まん」）

第8節 観光

[めざす姿]

■豊かな自然と歴史文化を活かした魅力ある観光が振興し、観光を通じて市民生活や産業の活性化が図られていることをめざします。また、来訪者との交流を通じて、八幡市の魅力が市民に再認識され、地域への愛着や誇りが育まれていることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

木津川、宇治川、桂川の三川合流部、男山等の自然環境、石清水八幡宮、松花堂庭園、流れ橋等の歴史文化資源など、本市は豊富な観光資源に恵まれています。桜の開花時期には約20万人が背割堤を訪れ、石清水八幡宮への来訪者は年間約110万人に及びます。また、「徒然草」に登場する高良神社や、筒井順慶が日和見をしたと伝えられる洞ヶ峠があり、男山にはエジソンが八幡の竹を使って白熱電球の実用化に成功した偉業を伝える記念碑があります。さらに、太鼓まつり、ずいきみこし等の伝統的な祭りや桜まつり、松花堂庭園でのつばき展にも多くの観光客が訪れています。

本市では、観光客の誘引に向け、これらの観光資源について、松花堂美術館、やわた流れ橋交流プラザ「四季彩館」、観光案内所、観光ボランティアを核にして情報・魅力の発信に取り組むとともに、観光振興の拠点である観光協会の充実を図るための支援を行っています。また、観光客が快適に過ごせるよう、観光案内板の設置や石清水八幡宮の観光用トイレ改修への助成等を実施し、広域観光PR紙の発行や男山展望台の整備を行っています。さらに、地域間連携の取組として、乙訓地域との連携による乙訓・八幡歴史ウォークを開催してきました。

今後は、豊かな自然環境や歴史文化、祭りや行事等を活かした観光を一層推進するとともに、農業や工場など地域産業を活かした観光も推進していく必要があります。さらには、多彩な地域資源を結ぶネットワーク形成を進めるとともに、さまざまなツールを活用した情報発信の強化に努め、来訪者をもてなすための受け入れ環境の整備を進めていく必要があります。

[施策体系]

1. 自然環境を活かした観光の振興	(1) 三川合流部の雄大な自然を味わう場づくり
	(2) 大谷川（放生川）、防賀川の再生と散策ルートの整備
	(3) 男山等の緑や田園風景の保全と活用
2. 歴史文化を活かした観光の推進	(1) 社寺等の一般公開等によるにぎわいづくり
	(2) 歩いて楽しむ「まちなか観光」等の振興
	(3) 物語を使ったロマンづくり
3. 地域産業を活かした観光の推進	(1) 農業体験型観光の振興
	(2) 工場等の観光資源化
	(3) 農産物や水産物等を活かした特産品づくり

4. 祭りや行事等を活かした観光の推進	(1) 祭りやイベント等の支援・促進
5. 観光協会との連携及び情報提供の推進	(1) 観光協会との連携強化
	(2) 多彩な資源を結ぶネットワークの形成
	(3) 観光情報発信の充実・機能強化
6. 受け入れ環境の整備	(1) 受け入れ環境の整備

[取組の内容]

1. 自然環境を活かした観光の振興

(1) 三川合流部の雄大な自然を味わう場づくり【重点】

- ・沿川住民との協働及び周辺市町との広域連携を通じて、自然環境を活かした文化的景観²¹のシンボル地域としての整備を促進します。
- ・船着場の整備等を通じた舟運の復活を促進します。

(2) 大谷川（放生川）、防賀川の再生と散策ルートの整備【重点】

- ・放生川の水の流れの確保を促進します。
- ・河川を活用し、観光拠点を結ぶ回廊の整備を推進します。

(3) 男山等の緑や田園風景の保全と活用

- ・郷土のシンボルとなっている男山や緑豊かな田園地帯の保全と活用を進めます。

2. 歴史文化を活かした観光の推進

(1) 社寺等の一般公開等によるにぎわいづくり【重点】

- ・一般公開されていない社寺の公開の促進等を通じて、歴史文化を活かした観光ルートの開発を進めます。
- ・国指定史跡となった石清水八幡宮境内等の活用及び魅力発信に努めます。

(2) 歩いて楽しむ「まちなか観光」等の振興

- ・散策マップの充実や、東高野街道の整備を進め、「まちなか観光」の振興を図るとともに、東部の田園地帯においてもハイキングや散策等が楽しめる環境の整備を進めます。

(3) 物語を使ったロマンづくり

- ・松花堂昭乗や女郎花塚等の物語を活用し、ロマンづくりや来訪者と地域住民との交流への活用を検討します。

3. 地域産業を活かした観光の推進

(1) 農業体験型観光の振興

- ・農業体験等を通じてグリーンツーリズム²²を振興します。

(2) 工場等の観光資源化

- ・特色ある工場を観光資源として活用します。

(3) 農産物や水産物等を活かした特産品づくり

- ・地元の農産物等を活かした、「京・やわたブランド」等の、八幡らしい特産品づくりを進めます。

21 文化的景観：人間と自然との相互作用によって生み出された景観をいう。自然と人為が関係しあっている様子、すなわち文化をも表現するという見方。この場合の相互作用には、人間が自然の中に作り出した景観や、人間がそこに文化的意義を付与したものが含まれる。

22 グリーンツーリズム：農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

4. 祭りや行事等を活かした観光の推進

(1) 祭りやイベント等の支援・促進

- ・協働による伝統ある祭りや催事、新たな祭りやイベントを支援・促進します。

5. 観光協会との連携及び情報提供の推進

(1) 観光協会との連携強化【重点】

- ・観光協会との連携及び体制充実への支援を強化します。

(2) 多彩な資源を結ぶネットワークの形成【重点】

- ・市内の観光資源を結ぶネットワークの形成や、市内での移動手段の充実を図ります。
- ・周辺市町等との連携の強化と広域イベント等の開催を進めます。

(3) 観光情報発信の充実・機能強化【重点】

- ・インターネットやマスメディア等を活用し、観光客の来訪意欲を高めるような観光情報発信の充実・機能強化を進めます。
- ・観光客の多様なニーズに適切に対応するための情報の把握・集約を進めます。
- ・映画やテレビ等のロケの誘致を促進します。

6. 受け入れ環境の整備

(1) 受け入れ環境の整備

- ・市民のもてなし意識の啓発やボランティアガイド等の人材育成の強化を促進します。
- ・市内におけるイメージカラーやサイン等の統一、八幡市駅前の観光案内所及び観光案内板の整備など来訪者が安全で快適に過ごせる環境の整備を進めます。

[市民・NPO等・事業者等に期待される役割]

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者との交流 ・まちのPRのための語り手、担い手としての協力
NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者との交流の促進 ・祭りやイベントへの支援、協力
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・工場見学など見学者の受け入れ ・祭りやイベントへの支援、協力



太鼓まつり



桜まつり